

平成 27 年 9 月 3 日

恵那市長 可知 義明 様

恵那市特別職報酬等審議会
会 長 坪井 弥栄子

恵那市特別職の報酬等の額について（答申）

平成 27 年 7 月 17 日、恵那市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき意見を求められた恵那市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長、教育長の給料の額の改定について次のとおり答申する。

恵那市特別職報酬等審議会

会 長	坪 井 弥栄子
職務代理者	樹 神 和 昭
委 員	山 本 好 作
委 員	堀 能 夫
委 員	足 立 能 夫
委 員	佐々木 透
委 員	遠 藤 茂 樹
委 員	田 口 勝 一

1. はじめに

本審議会は、平成 27 年 7 月 17 日、恵那市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定等について、市長から諮問を受けた。

本審議会では、教育制度改革に伴う新教育長の給料をはじめ特別職の給料や議員の報酬について、事務局より提供された資料等に基づき、忌憚のない意見交換を行い、慎重審議を重ねた結果、以下のとおり答申する。

2. 論 点

- (1) 平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これまでの教育委員長の権限を併せ持つ新教育長の給料等に関する事項
- (2) 市議会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の据え置きに関する事項
- (3) 今後の議員報酬と議員定数に関する事項
※議員定数については本審議会の所掌事項ではないが、議員報酬との関連が深く、併せて議論することとした。
- (4) 政務活動費の復活に関する事項

3. 答 申

- ① 新教育長の給料額について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新教育長はこれまでの教育長の権限だけでなく教育委員長の権限を併せ持ち、担う責任も重くなる。このため、給料額については、事務局案どおり現行の 588,000 円から 600,000 円に引き上げるべきである。
- ② 恵那市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長の給料の額について、平成 18 年度の減額改定以降、据え置きとなっているが、職員の給料改定状況及び社会情勢、更に本市の財政状況等を総合的に考慮し、今回は据え置くことが妥当である。
ただし、今後の市議会議員並びに市長、副市長、教育長の報酬等の額を決定する場合は、恵那市を経営する立場にあることを踏まえ、地域の経済指標を取り入れて考えるべきである。また、民間企業のように成果に見合う報酬（給料）という考え方も検討すべきである。

- ③ 市議会議員の政務活動（調査）費については、平成 24 年度に廃止されたが、議員報酬とは別に議員が政務活動として調査研究など行うために必要である。本審議会としては、今回具体的な金額まで提示しないが、この点については市の内部や議員各位で良く検討していただきたい。政務活動費の復活が必要との結論に至った背景には、若い世代など含めて高い志を持つ人が生活面での心配がなく安心して議員に立候補できる環境整備が必要で、議員になった暁には市のために積極的な政務活動を行っていただくことに期待するものである。このため、政務活動費の金額だけでなく議員報酬額と合わせた検討をお願いしたい。なお、政務活動費の使途については市民の関心が高く、その使途や透明性の確保のために、使途に対するチェック機能の強化と政務活動費の使途目的、使途内容、成果をすべて公表していくことが条件である。

4. 付帯意見

当審議会の所掌事項ではないが、審議の経過において集約された意見を付記する。

- ① 議員定数について、本市の人口規模、類似団体や県内他市の議員定数などを比較して多いため、議員の定数削減について検討していただきたい。
- ② 若い世代で、高い志を持ち、市議会議員に関心があっても現在の議員報酬では議員活動と子育て（生活）の両立が困難であるとの理由から市議会議員への立候補を断念するという声を聞く。議員報酬の総額を引き上げることは好ましくないが、議員定数削減により、現在の議員報酬総額を再分配し、議員一人当たりの報酬額を引き上げる方策を検討していただきたい。なお、報酬額の引き上げを検討する際には、他の自治体で事例があるように年齢で報酬額に格差を付けることや成果報酬的な考え方を導入できないか検討していただきたい。

5. 審議会の開催状況

- ・ 第 1 回 平成 27 年 7 月 17 日
- ・ 第 2 回 平成 27 年 8 月 19 日